

会 議 録

1 会議名

第2回 公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会

2 議題（全て公開）

- (1) 第1回懇談会の補足説明・確認事項等について
- (2) 減免基準の見直しについて（意見交換）

3 開催日時

平成26年12月16日（火）午前10時から

4 開催場所

上越市役所 4階 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：安藤座長、倉石委員、大日方委員、笠原委員、木澤委員、藤井委員、松井委員、赤岡委員、中村委員
- ・事務局：池田行政改革推進課長、山田副課長、新保係長、福嶋主任、笹田主任

8 発言の内容（要旨）

(1) 開会

(2) 座長挨拶

(3) 議事

- 議題(1) 第1回懇談会の補足説明・確認事項等について

【事務局（新保係長）】

資料1～4により説明。

【中村委員】

我々が行う審議は3月いっぱいまでだが、使用料の見直しの検討は別途、同時並行で会議が行われているものか。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

使用料の見直しは現在検討を行っており、見直しの基本的な考え方について議会や地域協議会にお示ししている。本会でも前回説明させていただいた。その考えに基づき、試算額をまとめたが、現在、試算額が適正であるか確認作業を行っており、来年1月以降に地域協議

会に改めて示し、3月議会に条例改正を提案したいと考えている。

懇談会については、できれば年度内にまとめたいと考えているが、新しい使用料の適用は周知期間を経て10月からの適用を考えていることから、減免の基本的な部分の見直しを懇談会でまとめていただく一方、詳細は順次検討し、10月には確実に間に合うようにしたいと考えている。

【中村委員】

私達が行う検討は、直接条例に関係しないと考えてよいか。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

条例改正は一定のルールに基づき行うが、減免基準については、施設利用の実態の中でその範囲をどこまで広げたらよいか混乱している状況にある。懇談会では、用料の考え方が根本としてあるが、特に減免についてご意見をいただきたい。その中で使用料について整理できる部分があれば対応してまいりたいと考えており、例えば、前回意見をいただいたテニスコートの共用使用料については見直しを進めたいと考えている。

○ 議題(2) 減免基準の見直しについて（意見交換）

【事務局（新保係長）】

資料5、6により説明。

【安藤座長】

事務局から資料6について、「3 その他市長が必要と認める場合」の(1)-②、(1)-⑥、(2)-①について特に意見を聞きたいとのことであるので、順に検討を行いたい。(1)-②の「市民の福祉向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認める利用」について意見をいただきたい。

【中村委員】

町内会の総会で使用とあるが、町内会館を持たない町内会は結構あるものか。

【事務局（新保係長）】

町内会の構成世帯数が少ない場合には、町内会館を持たないといった場合がある。現在、800余りある町内会のうち9割程度が町内会館を有している。町内会館を持たない町内会は市の施設を使用したり、また世帯数がごく少ない場合には、地域の方のお宅に集まるなどの例もあると聞いている。

【安藤座長】

町内会の総会等で市の施設を使用することは少ないということか。

【事務局（新保係長）】

町内会の皆さんが施設を使用する例としては、消防団や子供会などの集まりで、町内会館

では入りきれない場合など対応できない際に市の施設を使用することがある。その他の例では町内会の運動会だが、人数が多くなければ地元の公園などを使用することもあるが、世帯が多いところは学校のグラウンドなど市の施設を使うことがある。

【倉石委員】

今の説明のとおり大きな大会になると、その地域にある学校が使われている。学校を使用する際に使用料を徴収しているが、地域の学校であるので別の扱いではないか。もう一つの例として学校と一緒に地域の運動会を行っている例がある。これは学校の行事、事業であるので、100%減免してよいと思われる。

【木澤委員】

生徒数が少ない複式学級などの学校では、生徒だけでは運動会がすぐに終わってしまうため町内会が入って一緒に行くなど逆のケースもある。ただ、1,000世帯を超える町内会になると範囲が広いので、一部の区域の人達は市施設を使用するといった場合もある。例えば地域の中央に町内会館がある場合、端の地域の人達をその町内会館に集めるのではなく、それぞれの地域に市の施設があればその施設を使うといったことである。100%免除してもらっているので問題はないが、そのような使い方もある。

【倉石委員】

校区内の町内会が学校を使用するのであれば、お金をいただく必要はないと思われる。様々な会、例えば町内会や体育協会があるが、減免するのはあくまでも連合体が行うものに限るべきである。傘下の様々な団体も100%減免にしているために様々な問題が発生している。あくまで市の施策に貢献している連合体の年間事業に挙げられたものならば減免でよいと思われる。その部分の分け方を考える必要がある。

【藤井委員】

施設管理の立場での意見だが、例えば老人会が年間計画に基づき総会で使用するのよいが、その後に老人会の福祉部が来て囲碁や将棋の大会をするので100%減免を求められ、もめたことがある。また、PTAの体育部がスキーの懇談会とその後の飲み会で施設を使用するので100%減免してくれということがあった。倉石委員が言うとおりに、これまでPTAや老人会の総会は100%減免とし、個々の事案は減免にならないと判断していたが、その点が曖昧である。その点を明確に表記しないと施設側が迷う。PTAの名がつけば全て減免になるようだが、首をかしげる部分がある。

【赤岡委員】

施設側では、内容の判断に困ることが非常に多い。本当に減免対象なのか、それとも派生的なものなのか。減免対象団体のメンバーが団体名を使って施設を使用する際、実態は個人利用などの例もあると思われ、管理者は判断に困っている。嫌な受付になっても困るので苦

慮している。

【倉石委員】

妙高市は規模が小さいので社会教育団体などに年間登録いただき、年間計画や収支計画、構成者などが分かる資料を提出して、減免団体の認定書の交付を受けている。これによって減免率が決まる仕組みだが、上越市では多数あるので難しいと思われる。

認定書は連合体の本体しか使用できず、他に貸した場合には、その後は減免使用できないといった罰則規定を設けている。本来そのような仕組みがあればよいのだが、上越は広すぎる。公の団体の本体が行う事業ならば減免してもよいが 100%減免するのはどうか。行政が行うものは 100%減免でよいが、それ以外は自分達でお金を出し合っている行っている、そこまで減免を行ってよいか疑問である。

【大日方委員】

各地域にまちづくり振興会があり、これまでにあった市町村の行政の事務以外の活動の委託を受けている。そのような団体については、町内会の総会などに該当するので 100%減免でもよいと思われる。利用内容を吟味し、その町内の方が本当に参加しているかどうかをみる必要があるが、減免でよいと考える。様々な活動を行っており、活動を停滞させないためにも配慮をお願いしたい。

【中村委員】

町内会館を所有する町内会は、住民が積み立てを行い会館を建設したことを考えると、町内会館を持っていない団体を優遇する必要はないと思われる。相当なお金を出して会館を作っている、均衡がとれないのではないかと。町内会が大きく集まりにくいとの話もあったが、年に何回もあるわけではないので、負担いただいてもよいのではないかと。

【木澤委員】

団体を登録制にしないと難しいとの話だが、申請を出すにも手書きで印を押すこともないため、その利用団体が本当にその団体であるか分からないという問題もある。ある程度、施設ごと地域ごとに対応しないと際限がないのではないかと。また、公民館に事務局を置く団体をどうするかという問題もある。登録制をしっかりしないと厳しいのではないかと。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

登録制を行うと管理がしやすく分かりやすいとのことだが、以前に登録制を行っていた時期があった。しかし、登録してしまえば後はどんな活動をしてよいという例があったことから、利用内容に着目し整理しようということで現状の姿になるなど、揺り戻しがあった。

登録の対象範囲とそのジャッジをどうするかを考えないといけない。それができるか検討していきたい。

【倉石委員】

以前には、例えば体育協会では45団体の全てに登録させようとしたので大変だったが、体育協会が主催する事業や皆が一緒になって行う事業だけ減免にすればよいのではないか。それ以外に100%減免にすべき団体は多くはないと思われる。子供会ならば全ての団体ではなく、本体だけに登録証を渡せばよい。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

町内会長連絡協議会などのように組織体制が整っていればよいが、子供会は上部団体に全団体が加盟していない状態にあり、ピラミッド化されていない団体は対応が難しい。

【木澤会長】

老人会の連合会にも入らない団体がある。婦人会も同様である。

【大日方委員】

ペナルティはよい方式だと思う。市の活動や社会貢献をする団体であれば減免はよいと思うが、自分達の趣味のために使用したり、使い方や後始末が悪い例もあることからペナルティは有効と思われる。実際に、えちごくびき野100kmマラソンの時に、上越市民みんなでイベントに協力し、ボランティアが足りず困っている状態なのに、市民体育祭の一環と称してサッカー大会を催していた団体があった。貸す側も、催す側もどうなのかと思う。

【倉石委員】

100%減免するという事は、市の主催又は市が行う重要な業務に限るべきではないか。これは市が申請すればよいのであり、団体が申請する必要はないはずである。所管課が申請するので100%減免でよい。青少年育成健全もスポーツ振興も市の施策の一環の中で行っているものだが、市の施策に沿っていても市が申請するようなものではない。ここは誰を減免の対象とすべきか一定のラインでしっかり分けるべきである。

【安藤座長】

議論の論点が(1)-(6)にも重なるように思われる。

【赤岡委員】

事務局からゼロベースでの検討との説明があったが、ゼロベースで検討するのであれば、個々のケースについて話しても仕方がないのではないか。倉石委員の発言のとおり、100%か50%に分け、基準を設けて整理しないと、派生的に様々なケースが発生し、問題点が整理できなくなるのではないか。

【松井委員】

減免するのはどういうことかを協議した方がよいと思われる。

【木澤委員】

市が共催や後援するものも整理する必要がある。

【中村委員】

条例ができたときにはこのようなケースは想定しておらず、100%か 50%で、判断がつかないものは市長が必要と認めるものとしてきたと思われる。市民もこのような減免内容を知らないのではないか。ゼロベースで検討する訳だから今までの内容にとらわれず、新たにスタートすべきではないか。

【倉石委員】

共催は現在は 50%だが、市が一緒に行くものであるので主催と同じではないか。後援を 50%にしてはどうか。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

後援を 50%にすると、後援を認定するハードルが上がる恐れがある。他の自治体では、共催は 100%と 50%のいずれのケースもある。

【倉石委員】

例えば、市が北陸新幹線の開通に合わせて大会の誘致を団体に呼び掛け、これに応じた団体がインターカレッジの大会を誘致した場合に、大会はリージョンプラザで複数日行われるのに共催だから 50%減免というのはおかしい。市の要請に応えたのに、50%の使用料を払ってくださいでは団体は困る。市が一緒に行い、経済効果も得られるのだから 100%減免にするべきである。

【安藤座長】

事務局が減免基準の見直しのたたき台を作成するに当たり、必要な参考意見をこの懇談会で出していただくことになるので、現行の減免基準に即していなくてもよいので、ゼロベースでご意見いただきたい。その際、減免の対象となる利用、対象者の限定、減免率、判断の運用方法・判断基準の 4 つの視点からご発言いただけたらと思う。

減免率については、主催は 100%、それ以外は 50%というご発言があったが、主催については、共催をどうするかという問題もある。

【笠原委員】

先日、市の共催を得て北信越のソフトテニス大会を開催し、招待選手も呼んだところである。以前は、市ソフトテニス協会で会場を押さえた際に、主催は北信越の協会であることを理由に減免されなかったが、今回は 50%減免を受けさせてもらった。

減免の手続を受けるにあたり、あらかじめ許可をいただきたいところであり、他の競技団体についても同じと思われる。それぞれの団体が、減免率が分かる仕組みにしてほしい。その時々によって異なるのでは困る。

【大日方委員】

その点が、担当者によって曖昧である。柿崎の人工芝グラウンドをサッカーで使った例だ

が、申請団体が市内であれば、使う人の大多数が県外であっても無料になってしまっている。地元のチームは僅かで長野や山梨など県外団体が主であり、かつ参加費ももらっているのに減免している例があった。担当者の考えで、取扱いが変わることがないようにしてほしい。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

減免基準をシンプルにするとこの様なことは防げられると思われる。

事務局では今ほどのような意見を望んでいたが、大きな大会などは体育協会との関係も含め、スポーツ振興や市の施策と合致しているかどうかなどを整理する必要がある。もうひとつは、日常的な活動で子供達が教室などに参加し練習することについて、今ほどの話では減免しないでよいということかと思われる。現在の方式は、合併時に反発があり減免した経過があるが、踏み込んでよいかということがある。

【倉石委員】

全市民を対象とするような大きな大会は減免してよいが、毎週行っているものまで減免にすると大変なことになる。独自の調査では、児童等が参加する団体は最低でも毎月2千円から3千円の参加費を徴収している。最も多い所で2万4千円もらっている。それぞれの会が続いているのは、それなりにもらっているからである。

体育協会では、各団体に対し、教室であっても、安い参加料は内容が悪いと思われるので相応の参加費を徴収するよう周知している。学習塾でいくら払っているかを考えた場合、スポーツはそんなに安っぽいものなのか、同じレベルと考えてよいと話している。スポーツ文化を高めるためにも、指導者にも適正に支払うためにも一定のレベルでもらうことは必要である。

【安藤座長】

事務局の資料では、(1)-⑥で自主的・自律的な活動の一環の利用は50%減免とあるが、倉石委員は50%にこだわる必要はないという意見でよいか。

【倉石委員】

教室や日々の活動は、募集に対し参加したい人が集まるものだから、相応の負担は当たり前である。しかし、全市的に行うものは減免してもよいと思われる。テニスで個人が生徒を集めているものがあり、これは営業行為と考えている。しっかりとした線引きが必要である。

【大日向委員】

以前は体育協会やスポーツクラブなどに加入している場合は50%減免だったが、その理由は、体育協会などが行う事業に参加して社会貢献につながっていたからである。今は、クラブなどに入らなくても青少年健全育成ということで減免が受けられ、加入するメリットがなくなった。今後は、スポーツクラブに入り、社会貢献していると認められるならば減免にしてよいのではないか。その判断はクラブが行えばよいと思われる。そのようにしないと子供

達が育たない。

【松井委員】

体育協会もスポーツクラブも会員が減少している。年会費を支払い登録いただくほか各種会議に参加いただいている。先日も「地域のスポーツを考える会議」を開催し、学校の先生方と一緒に話し合ったが、このようなまちづくり活動につながる団体と、単に趣味で活動している団体が同等に見られることに疑問を感じている。子供達の日々の活動に対しては減免なしでもよいと思うが、地域貢献につながる団体は日々の活動であっても50%程度の減免をしてもらえればと思う。従来13区には体育協会があったが合併により無くなったことから、このような活動を行う団体には手厚くしていただきたい。

減免の判断は、活動の内容ではなく団体で判断する登録制が望ましい。年に1回登録し、予算・決算や活動報告を提出し、認めていただくことがよいのではないか。まちづくりではNPO法人は重要な位置にあり、公民館を使用することもあるので、登録制がよいと思われる。1年に1回、登録し報告が完了した団体のみ許可し、新たに登録を希望する場合は、1年間の活動を積み上げてそれを持って登録手続をするようにしてはどうか。

【大日向委員】

地域のスポーツ団体に登録や加入していることを前提とすることが必要である。市の体育協会に加盟するサッカー協会の年間行事を認めるのはよいが、その下にある地域のクラブは、自分達も体育協会に入っているから減免されていいという認識で減免申請している。そうではなく、地域のスポーツクラブに加入しないと減免を受けられないことにしないと地域のスポーツクラブは衰退していく。

【倉石委員】

そのような仕組みとする場合は、体育協会だけでは対応できないので、市の所管課がしっかり指導しないといけない。

【安藤座長】

運用面について話が出たが、さきほどの共催も含め、運用方法や判断基準などについて他にどうか。

【笠原委員】

ソフトテニス協会は体育協会に加盟しており、協会へ年間行事や決算予算を報告している。そのような団体はしっかりしているので、一定の免除を決めていただき、北信越大会などの開催についても適用いただければと思う。また、ジュニアの部門があり100%減免を受けているが、そこに入るグループもあるので50%、30%の減免をしていただきたい。

ジュニア部門は1,500円しかもらっておらず、年間の保険料などに充てており、指導者は各クラブの若手からボランティアで協力を得ている。そのような中50%減免はありがたく、

数年前は青少年育成健全で 100%減免を受けたこともあったが、次の年には 50%になったことがあった。基準が曖昧である。許可証が無いと減免が受けられないというのがあれば、コートに来て子供だけ置いて青少年健全育成の減免を受けることがなくなると思われる。

【倉石委員】

団体の主催事業でも、毎日の練習を減免の範囲に入れると線引きが分からなくなるのではないか。大会であれば判断ができる。

【笠原委員】

協会の中にはジュニアが 1 つだけなので問題ないと思われる。

【倉石委員】

他の競技団体ではいくつも教室をやっているところがあり、他団体と一緒に練習をすることもあって線引きや見分けに困ってしまう。

【木澤委員】

青少年の健全育成については、市が設置した団体があるが、そこを介さずに減免を受けている。

【笠原委員】

ソフトテニス協会では協会印というものがあり、その印がないと減免申請ができないこととしている。印は私が預かっており、大会要項など書類等を適切に出すようにしている。

【藤井委員】

育成会の立場としては、青少年育成の名前が出ると全て減免されることはおかしいと感じている。一番大事な点は、大日方委員が話したとおり地域に貢献しているか否かである。市の施策の一つにスポーツ振興があるが、多くの子供達は一種の趣味でスポーツを行っていることが多い。しっかりした指導者の下、技術の習得、仲間づくり、精神づくりなどを行う団体が減少していると思う。以前の児童生徒は競技場に入る時は挨拶をし、帰る前にはレーキで場内整備をして挨拶をして競技場を出たが、最近はそのまま入りスパイクの跡も直さず帰っていく。これは青少年健全育成ではない。青少年健全育成は心身の健全育成につながるものに限定しないといけないのではないか。また、地域貢献を行うグループは大切にする必要はあるが、地域スポーツクラブと体育協会の両方に登録するとなると繁雑になり、指導者が対応できるか疑問である。

【安藤座長】

小中学校、高等学校に関する部分についてはどうか。

【松井委員】

申請書に参加費徴収の有無の欄があるが、スポーツクラブは受益者負担の考え方で実施しており、項目の有の欄に印を付けると営利目的と判断される。自立していればよいが実際は

そうではないため、参加費や月会費の欄を未記入とできないか。参加費をもらうことを営業していると判断されるのは悲しいことである。会場費を払うために参加費を集めているのであり、この欄をなくしていただきたい。

【大日方委員】

現在キャンセル料を取っていない状況にあるが、徴収すべきではないか。使用料は使用前に支払えばよいが、支払う前にキャンセルしている団体がある。予約だけ入れてキャンセルばかりされると施設側の負担となるので、使用しない場合でもキャンセル料を半額もらうなどの必要があると思われる。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

100%減免はそもそも使用料をもらわない仕組みになっている。松井委員の意見については、登録制を導入すれば問題は解決するが、営利営業の判断は登録以外でも必要となり、町内会などの団体と企業等を判別するため、残す必要がある。

【藤井委員】

スポーツ団体があらかじめ施設を複数予約しキャンセルする事例についてだが、公民館では一旦受付を行うが、当日までに正式な申請がなければ、他の申し込みがあればそれを優先させており、仮予約されていても他団体が正式に申請すればそちらを優先させている。全額減免であるために、一度に申請を10件、20件分出して当日キャンセルすることも考えられるので、これらの対応を考えることが必要である。

【倉石委員】

予約が入ってしまうと他の方は予約できず、3日前にキャンセルされても空いたままになってしまい無駄になる。1週間前までに正式な手続行わないと利用できないなど対応を整理する必要がある。

学校の部活動については、教育委員会がしっかりと学校に言わないといけない。使っていない訳ではなく、開催地の有利を生かし大会4日程度前から使用することも必要だが、年中使って後片付けをせず、指導者がいるのか分からない状態であり、指導の面からもこれではいけない。中学校や高校はテニスコートや体育館がある。申請も学校長名で出すよう話しているが、徹底されていない。個人券は1か月500円で施設を使用できるので、学校で部活をせず市の施設を使ってばかりということも問題である。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

先ほど申し上げたとおり、前回の会議でもご意見をいただいたことから共用料金は廃止し、面貸しに限ることを予定しており、総合運動公園テニスコートの料金については倍額にすることを考えている。

【大日方委員】

指導者も楽な方ばかり選んでいる。テニスコートの使用後にブラシをかけるなどの指導もしない。それも教育の一環である。今の子供達はクレート管理の仕方も分からない。

【赤岡委員】

統一的な考え方については話が進んでいるが、貸館ではスポーツ施設の考え方に沿わない部分もあると思われる。資料6の共通事項にリージョンプラザの例があるが、例えばリージョンプラザでフットサルの全市の大会が行われ、大会のチームリーダーによる事前会議を市民プラザで行うことがある。このような場合、リージョンプラザに準じて減免対応すべきか、貸館の基準で判断すべきか異なると思われる。統一的な考えを整理しつつ、施設ごとの判断も必要と思われる。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

大規模な施設と、地元密着の公民館分館のような施設では対応が異なることも考えられる。全市的な施設は減免対象を限定する一方、それ以外の施設は緩めにするという考えもあると考えている。施設の性格により共通事項と個別事項を整理することも考えられるが、かえって分かりづらくなるという意見もあると思うので、市民の皆さん、施設を管理される皆さんの客観的な意見をお聞きしたいと考えている。

【大日方委員】

今ほどの、利用が連携するものについては施設単位の判断ではないだろうか。本体の大会は減免であっても、付随する会議などは別ではないか。

【安藤座長】

登録団体であれば、どの施設でも50%減免とすべきか。スポーツ団体ならばスポーツ施設に限り減免され、他の施設は異なることになるのか。登録団体ならばどんな活動でも認められるかなどを整理する必要がある。

【松井委員】

学校の部活動についてであるが、子供の部活動は学校施設だけで対応するのは無理である。平日ならば午後4時から午後6時位は学校の部活に使用させてほしい。土日は一般の方が使うので部活動は控える必要があると思う。また少子化でチームが作れないなどの現状はあるが、一定の練習スペースを確保することは必要であることを理解してほしい。

【倉石委員】

市の中央部ならば利用者も多く対応は難しいが、空いている地域の施設は有効活用するようにはどうかと思う。

【藤井委員】

資料6の共通事項にある市内外の住民の混在利用だが、申込者が市民だが、実際の利用者

の半数程度、ひどい時には9割が市外ということがある。この場合に通常料金なのか、200%とするのかを議論する必要があると思われる。勤務先の公民館で苦慮することがある。

【倉石委員】

一人ずつ確認することも困難であるが、実際にある事例である。申請書の内容と実態が異なることが分かった場合には罰則規定で対応するなど、申請書に記載しておく必要があると思われる。

【事務局（池田行政改革推進課長）】

本日いただいた意見は、減免の対象とする利用、減免の対象者、減免率、その他の部分で整理、集約し、たたき台になるものを次回に示させていただき、そこで議論いただきたいと考えている。今後、庁内の意見も聴取して整理していきたい。

(4) その他

【事務局】

今後のスケジュール調整等事務連絡。

(5) 閉会

9 問合せ先

総務管理部行政改革推進課施設経営改善係 TEL:025-526-5111 (内線 1423)

E-mail:gyouseikaikaku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。